

ドイツ社会保険国家における公的年金改革

小野 隆 弘

Die Rentenreformen im deutschen Sozialversicherungsstaat

Takahiro ONO

I、社会保障と年金制度

II、ドイツ型公的年金保険制度の特徴と年金制度改革の課題と推移

(1) ビスマルク型公的年金保険の特徴

(2) 「ノーマル」な社会関係の侵食とドイツ年金保険制度の新たな課題

III、80年代における社会保険国家の危機と基本保障構想

(1) 基本保障構想の意味

(2) 基本保障構想の類型と社会国家の危機理解

IV、92年年金改革法と社会保険原理の再編

(1) 公的年金保険の新しい制御概念

(2) ライフコースの政治的新形成：生涯労働時間の延長と弾力化

(3) 総実績モデルと社会保険原理の再編

(4) 「育児期間」と「介護期間」：労働概念の拡張と社会保険国家の変容

V、社会保険原理の再編と「社会保険国家」の岐路？

I、社会保障と年金制度

1980年代以降、先進諸国の社会保障システムはその領域全般において制度の見直し・変革の時代を迎えているように見える。日本においても例外ではなく、むしろ人口構成の高齢化の世界に例をみない加速的進展のなかで、1986年の老人保険法の改正、1988年の「高齢者保険福祉推進十カ年戦略」（ゴールド・プラン）、1994年の新ゴールド・プラン、予定される公的介護保険の導入と、単に社会保険制度なりの単一の制度の手直しでは済まない、高齢期の複合的な生活リスクに対応した新たな施策が求められている。公的年金制度においても1985年に国民年金を「基礎年金」へと再編成し、さらに1995年には被用者年金の支給開始年齢の65歳への繰り下げ、給付面での可処分所得スライド制の導入と、大きな改革が続いている。

日本がモデルとするドイツにおいても現在、戦後を画する一連の抜本的な制度改革が進められており、1989年の医療制度構造改革法の制定、1994年の公的介護保険の導入とならんで、公的年金制度においては、その一応の結論が1989年11月9日という、ドイツ統一の日に連邦議会で可決した「法定年金改革のための法律（Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung）」（一般には1992年年金改革法で知られるので、以下「92年年金改革法」と記す）である。

本稿では、このドイツにおいて活発な議論がなされた公的年金保険の制度改革に焦点を当てて、戦後の高成長が一段落した以降の、とくに80年代以降のドイツ型福祉国家の変容過程を検討するものである。

年金問題に注目するのは、多くの国々と同様にドイツにおいても、公的年金制度は現在、最大の社会保障制度であり、「ドイツ社会国家の正当性の中心」（Nullmeier/Rüb：16）¹¹ になっているからである。1992年で公的年金保険の給付額は3兆30億マルクで、社会予算の30%、国民総生産の10%強に達している（S B：199, 202）。

ちなみに、年金制度とは、老齢、障害、一家の働き手の死亡という三種類の「事故」または状態によって、本人の労働生活が終わりになったとき、社会保障制度から長期にわたって、定期的に支払われる現金給付の総称を指すが、労働を強制されずに退職して年金生活に入るということは、第二次大戦以前には稀な現象であった。老齢年金保険はすでに19世紀末に法制化されたとはいへ、大多数の高齢者が貧困をまぬがれるような規模の所得を退職時に保障されることは、非常に最近のことだからである（Esping-Andersen：88）。ドイツ公的年金制度の発展の歴史は古く、有名なビスマルクの社会保険立法のひとつ、1989年の廃疾・老齢保険法に由来するが、国民全体の高齢期の所得保障システムとして実質的な意味をもつのは戦後であり、1957年の年金改革によって「世代間契約思想に基づく賃金と保険料に応じた保険制度」（BAS91：145；151頁）、いわゆる「動的年金」が史上初めて導入されてからといえる。

公的年金制度の確立は、退職後あるいは働けない場合の生活を所得面から保障するものだが、その影響はこの直接的な高齢期のリスク回避機能だけにとどまらない。むしろ、個々人のライフコースにたいして、あるいは家族や人口構成・社会経済生活にたいして及ぼす広範な影響を視野にいれておく必要がある。つまり、社会保障システムは、ただ単に資本主義的市場社会のダイナミズムにともなう各種のリスクを事後的に・結果として回避・解消していただくだけではない。むしろ、福祉国家の進展によって、ひとの生涯は教育期間・就業期間・年金生活期間という継起する、ある程度予想し得るような規則的なコースとして境界づけられ制度化されるし、そこに家族生活のあり方、労働市場の動向、さらには世代間の関係を示す人口構成などの社会形成の基

本ができあがってくる。

したがって本稿では、筆者が先に示したプログラム²⁾に沿いながら、ドイツにおける公的年金制度をめぐる議論と実際が、ライフコースの制度化という時間軸と生活保障の社会的制御の両面においてどのような問題をみて、解決への方向を模索しているかを検討したい。まずⅡで、ドイツの公的年金保険の特徴と80年代の年金改革の推移をおさえた上で、Ⅲでの各種の基本保障構想の検討との対比で、Ⅳで実際に具体化された92年年金改革法を検討することにした。

Ⅱ、ドイツ型公的年金保険制度の特徴と年金制度改革の課題と推移

(1) ビスマルク型の公的年金保険の特徴

ドイツの社会保障システムは、通常「社会保険 (Sizialversicherung)」と「社会援護 (Sozialversorgung)」と「社会扶助 (Sozialhilfe)」から構成されると説明される (Gitter : 3 - 6、あるいは下和田 : 5 - 7、207 - 208頁参照) が、「社会保険国家」といわれるように、社会保険原理を核にして保険事故別に分立した制度のもとで各種の社会保障サービスをおこなうところにある。その際、同じく社会保険原理にもとづいていても、年金保険や失業保険のように、就業労働から離れることによって喪失する所得を金銭的に保障する、現金給付中心の賃金代替機能を果たすものと、医療保険や介護保険のように、必要性に応じて現物給付中心にサービスを提供するものとは、自ずからその性格と機能は異なってくる。

公的年金制度という、高齢期の所得保障の類型としては国際的には二つの基本形態がある。ひとつは、イギリスのベヴァリッジ型であり、所得とは独立した給付を与え、貧困を回避するための基礎保障をめざすものであり、単一拠出・単一給付の年金制度である。他方がドイツのビスマルク型であり、所得に応じた拠出から所得比例の給付を与え、従来 of 生活水準の保障をめざす、比例拠出・比例給付の制度である。そこで、1957年の第1次年金改革によって基本的には形づくられたドイツ型保険原理にもとづく公的年金制度の基本的特徴をまとめておけば、以下のような特質が挙げられる。

① 賃金代替機能をもった所得比例年金

ドイツにおける年金は高齢期のミニマムな保障にとどまらず、従来 of 生活水準を維持することに目標がある。平均的稼得者の年金額は45年間の保険年で平均純所得の約68%になる。「生涯の労働貢献にたいする高齢賃金」 (BAS93 : 9) という考えであり、そのために年金は被保険者の賃金あるいは保険料ならびに保険期間に比例して決められ、「年金の賃金・保険料関連性の原則」 (BAS91 : 174 ; 185頁) が維持される。

② 年金スライド方式による動的年金

戦後の1957年の第1次年金改革以来、年金額は現役世代の賃金の上昇と連動して引き上げられる。つまり、年金受給者も経済進歩に参画できるということになる。具体的には、年金額がその時点での被保険者全員の賃金水準と連動されることによって、実施される。

③ 賦課方式による世代間契約

財政方式は、1957年からは修正賦課方式に移行し、1969年からは純賦課方式を採用している。賦課方式は、原理上、各自の貯蓄を社会的にプールして同一世代内の分配を図る積立方式とは違って、現役世代の拠出が同時代の退職世代の年金を賄うという、世代間の移転をおこなう。いわば、「若者と高齢者は同じ船にのっている（BAS93：10）」ということになる。また、賦課方式においては、給付と反対給付の均等という等価原理は、積立方式のように個々人の賃金あるいは保険料拠出が直接に問題になるのではなく、被保険者全体との対比のなかで迂回的に追求されることになる。

以上、3点の基本原則に基づき、年金の算定は次の式によっておこなわれる（宍戸89：133-135；下和田：44-46）。

$$R = \frac{P}{100} \times B \times J \times S_t$$

年金年額 = 個人的算定基礎 × 一般的算定基礎 × 保険期間 × 算入可能な被保険年数の百分率 × 通増率

年金額が現役世代の賃金水準の上昇にスライドして引き上げられることにドイツ型年金の基本があるので、一般算定基礎（B）によって被保険者全員の平均賃金年額が決められ、個人的算定基礎（P）によって各人の当該期の賃金水準が被保険者全員の平均賃金総額にたいする比率が計算されることによって、各年度の年金額が想定される。それに保険期間（J）と年金種類によって格差づけされた通増率（S_t）を加味して年金総額が算定される

さらに、このドイツ型公的年金制度の基本的特徴をドイツ社会国家総体との関連で今一度整理しておけば、次のように述べることができよう。

年金の財源は、賃金所得額に応じて決められる保険料によってまかなわれる。したがって、年金を得られるための前提は、あくまで保険料拠出を可能にする賃労働報酬にある以上、長期あるいは無期限のフルタイム労働を可能にする経済成長と雇用の安定、すなわち「ノーマルな（典型的）雇用関係」の確立がドイツ型年金保険の重要な基盤をなすのである。これは、公的扶助における結果原理に対比して因果原理といわ

れる。そして、保険料支払の高さと期間が年金の高さを規定する。事前の実績（保険料拠出）と反対給付（年金）とのあいだには直接的な対応関係が存在する（等価原理）ようにみえるが、ただ注意さるべきは、この年金算定で決定的なのは、個々人の労働所得や保険料拠出の絶対額が年金額と直接に照応するわけではないということである。被用者の総所得が全被用者の総所得に対する割合が決定的なのである（Bäcker：238）。すなわち、等価原理は、保険料に応じた関係においてではなく、分け前（参加）の等価の意味で理解されるべきことになる。しかも、動的・比例的年金であるから、年金制度を取り巻く環境変化、人口構成から経済・社会の枠組みの変化の影響を受けざる得ず、それに対応する調整の仕方を組み込んでいる。

さらに、この賃労働に対応する比例型の年金制度は固有の問題をも胚胎することになる。というのは、保険義務をとまなう雇用に従事していないか、あるいは不十分にしか従事しない人は、高齢期に自己の年金請求権を何も手にしないか、十分には得られない結果になる。職業生活で賃金の不平等を被ると、その不平等は、現役時代だけでなく、退職後においてもこの不平等は再生産されることになる。とくに女性にとって、フルタイムの労働をライフコースを通して持続することが困難なために、大きな問題となっている。この問題を比例型の業績主義的社会保険原理では本来取り扱わないが、社会保険として対処するためには次の原理が付加されることになる。

④ 「社会的調整の原理」

したがって、ドイツの公的年金制度は、給付と反対給付の一致という厳密な意味での「等価原理」に完全に則っているわけではない。厳密な等価原理は私保険の原理としてのみ追求できるにすぎず、社会保険としてはその基礎に自助の相互性があり、リスクに対応した負担の引き上げや負担に対応した給付の供与という等価原理に「連帯の要素」による社会性が加味されている。たとえば、負担はさまざまに異なっているが、しばしば給付は同一であったり、単に就業労働だけが前提されているのではなく、社会保険として再分配がおこなわれる。「保険になじまない(versicherungsfremd)」規則や給付の割合は、公的年金保険の20%から35%に達するという（Leisering：207）。つまり、「保険になじまない」ことは「社会保険になじまない」ということではない（Ders：206）。

具体的にいえば、第1次改革以来、年金給付の対象はたんに保険料を実際に拠出した期間だけに限定されたわけではない。「保険料免除期間」として、兵役義務などによる保険料の拠出ができない「代替期間」、疾病や災害、妊娠・出産、教育などによる「脱落期間」、また就業不能や稼得不能になった場合の「加算期間」が例外的には規定され、保険年数に算入された。また、高度成長を背景にした第2次年金改革にお

いて、公的年金保険受給の対象の自営業者や主婦にまでの拡大、低所得者や特に女性にたいしての最低所得年金の導入、年金受給開始年齢の弾力化など、ドイツ型保険原理は多様な課題に応じて柔軟な側面を内包していた。

(2) 「ノーマル」な社会関係の侵食とドイツ年金保険制度の新たな課題

1973年のオイル・ショックに端を発する不況と低成長への移行という経済環境の変化は、人口構成の高齢化による年金財政の破綻予測と合わせて、ドイツ型の年金制度からしても新たな対応と調整を必要としたが、最近の大改革に導かれたのは、その基本構造そのものに疑問が向けることになったからといえる。それでも、1975年から1981年にかけては、ヌルマイア＝リュプが「失敗した転換期」(Nullmeier/Rüb93:116)と位置づけているように、なお年金財政の再建に向けての短期的・対処療法的な対策に重点がおかれたといえよう。ドイツ社会保険国家にたいする本格的な反省と対応は80年代にはいつてからであった。80年代の経済は、50年代・60年代に比べれば成長率は鈍化したが、景気は悪いことはなく安定していた。しかし、大きな問題はまず何より大量失業の持続的な拡大であり、この「典型的雇用関係」の安定性の喪失が、これまでの成長経済における「ノーマル」な制度と観念を疑念に晒したのである。ドイツの年金制度をめぐる議論と政治は、1992年年金改革法の制定によって一段落するまで、さまざまな根源的な改革構想を生みだし、この人口構成から社会・経済に及ぶ複雑な環境の激変に対し、伝統の型をふまえた新たな方向を示し得たのである。

年金政策に関しては、以下のような問題領域が論争の背景であり、そこに新しい課題と戦略が考案されたのである³⁾。

1、まず何よりも人口構造の変化が挙げられる。戦後の経済的成功を土台にした成熟社会への移行は、平均寿命が上昇する一方で、出生率の方は70年代初め以来急激に低下するという事態をまねいた。その結果、総人口における高齢者の割合が上昇するという、人口構成の高齢化の波が中・長期的な不可避的な趨勢になる。世代間の人口割合の変化は、特に賦課方式をとるドイツ型年金保険制度にとって、本来、基本的な問題と課題を提起するものである。高齢化の進行は、不可避的に年金受給期間の長期化をとまなう年金受給者比率の上昇をまねく以上、まず年金財政の健全性を長期的に維持するために、現役就業世代と年金世代ならびに連邦との負担と給付の適正化を図る新たな調整作業が必要となってきた。

議論としては60年代はなお第三世界の人口爆発が焦点であったが、その後「死滅しつつある民族」というようなセンセーショナルな話題のなかで、人口政策と家族政策

が従来の社会政策に対し強化されるべき施策とみなされてきた。しかも、従来、年金制度にとって人口構成の変化は与件の変化として一方的に反射的な適応策が検討されたにすぎないが、人口論的議論は出生率の低下を公的年金保険の制度形成の帰結とみなし、相互規定的な関連が問題視されるようになった。ライゼリングは、個々人の生涯において起こり得る「典型的リスク」に対してどのように福祉国家が対処すべきかということだけでなく、社会国家そのものによって生み出されたリスクである「第二レベルのリスク」に焦点を当てて、社会国家によるライフコースの制度化問題を考察している（Leisering：213-219）。公的年金制度による退職年金生活の確立が、ライフコースという生涯の時間軸において、ひとを就業労働、職業活動から公的政治的に境界づけると同時に、現役の就業者による保険料拠出が退職者の年金受給を支える、という生活保障の制度化を押し進める。そして、この福祉国家の確立過程自体が、一方では人口動態の高齢化や高学歴化や早期退職傾向をうながすとともに、他方では女性の就労率の上昇や家族機能の縮小などが複合的に入り組んだかたちで社会国家の基盤を動揺させるからである。

2、「労働社会の危機」というテーマで議論にされている現象だが、大量失業の発生とその長期化は、個々人の安定したライフコースと豊かな生活を制度的に保障してきた「典型的雇用関係」を侵食することになり、各種の社会保険の保険料を拠出できないだけでなく、公的扶助を受給せざるを得ない失業者が激増した。低成長と国際競争の新たな枠組みのなかで完全雇用への回復が困難になった状態では、雇用危機にたいする通常の対応は、その限界をみせつけることになる。公的扶助は、現在、例外的緊急回避的保障ではなくなり、意図せずして基本保障の機能を担わされてしまっている、といわれる（Engelen-Kefer：256）。さらに加えて、サービス化・情報化などによる就業構造の変化、雇用関係の弾力化は、フルタイムでの長期雇用をノーマルな雇用関係とはいえず、パートタイム労働や不規則で断続的な雇用形態を増大させている。

「年金の賃金・保険料関連性の原則」をとるドイツ型社会保険原理からみれば、かなりの人々がこのように事前の貢献をもちや十分には果たせないようになってくる「ノーマルな雇用関係の侵食」という事態によって、フォーマルな労働を中心に考案された年金保険では限界があるという考えが各種の基本保障構想として提示され、現行年金制度の基本的な枠組みそのものが再検討されることになった。賃労働によらず、事前の保険料拠出にもとづかない公的保障の道がドイツにおいても導入されるべきかどうかは、80年代のテーマのひとつであった。

3、女性の就労率の上昇と家族形態の変容

職業労働と家事労働との近代的性別分業は、女性の高学歴化・労働市場への進出が增大するなかで、維持されることは困難になっている。しかしながら、労働と家族生活の両方において男女間の不平等はなお残存している限り、2の論点と同様に、比例拠出・比例給付型の年金制度は女性に不利に作用するであろう。したがって、女性のライフコースを安定したものにするために、女性政策や家族政策の視点は年金政策のなかで大きな位置を占めるようになった。

このような新たな問題状況と課題に対して、70年代後半の第20次年金調整法（1977年）、第21次年金調整法（1978年）から80年代前半期においては、賃金スライド時期の繰り延べや一時停止、保険料率の引き上げなど年金財政の立て直しのための緊急避難的対策に終わった。その後、ドイツの議論は基本的に二つの方向において展開されたと言われる。ひとつは、80年代を賑わした各種の基本保障構想であり、それは、ドイツ・モデルのあり方そのものを問い直すものであった。他方では、現行の社会保険制度の枠組みのなかで対応する方向であり、92年年金改革法に帰結する。

Ⅲ、80年代における社会保険国家の危機と基本保障構想

(1) 基本保障構想の意味

大部分の基本保障案に共通する基本的な考えは、ヴォルフが「貧民救済にたいして賃労働を特権的にみるという、歴史的に発展した福祉国家のプログラムは、基本保障の議論によって新しく定式化される」（Wolf：404）とのべたように、まさにドイツ型の保険原理が有する、賃労働と保険料拠出との連動という業績（能力）主義的特質に関わっていた。したがって、対案として基本保障構想がまず何よりも追求したのは、あらゆる生活状況において実質的生存が市民権として保障されるような、事前の保険料拠出や行政によるニーズの確認のような何らの留保条件もなく、すべての個人にその資格が与えられるという普遍主義的な移転であった。そして、たんに保険料の支払不足や欠落による年金請求権の喪失という制度問題を解決するだけでなく、基本保障の機能を予期に反して担ってしまっている公的扶助にともなうスティグマ付与と心理的負担を取り除き、真の基本保障の構想を探るものであった。

(2) 基本保障構想の類型と社会国家の危機理解

各種の基本保障構想の全貌を描くことは不可能に近いので、本稿ではシュメールの手際よい整理を手掛かりに、さらにヴォルフ、クライケボームの考察の助けを借りて検討することにした⁴⁾。表①にみられるように、シュメールは、最低年金の保障の

導入を各提案の共通点とみなして、以下の四つの論点を類型比較の基準におき、基本保障案を六つの類型に整理している。

- 1、ミーンズテストの有無
- 2、年金財政の問題：保険料方式か租税方式か
- 3、人員構成：国民全体を年金の対象にするのか、それとも国民の特定層に限定するのか
- 4、制度構成：公的年金保険へ組み入れるのか、それとも独自の制度を構成するのか

表① 最低保障年金の基本類型

最低保障案の類型	ミーンズテストの有無		財政方式		人員構成		制度構成	
	有	無	租税方式	保険料方式	国民全員	国民の一部	公的年金保険への組み入れ	独自の制度
① 国民基礎年金		0	0		0			0
② 公的年金保険の下支え	0		0			0	0	
③ ニーズに応じた最低年金	0		0			0	0	
④ 公的扶助	0		0		0			0
⑤ 最低所得年金	0 ¹⁾	→		0		0	0	
⑥ 最低保険義務	←	0 ²⁾		0	0	0	0	

* 1) この場合の検査は、もっぱら年金法にもとづく基準、たとえば保険期間の長さ、一般的算定基礎の百分率などに関するものである。

2) 稼得所得が不十分な場合は保険料拠出に補助がされる。(Schmähl: 269)

次に、各類型の内容的特徴と具体的な提案を表①に即して検討していくが、まず現行の制度④の公的扶助の基礎保障制度としての限界が問題になる。公的扶助制度は、すべての国民を対象にしているが、その収入が一定の最低限度に達しないことを事前のミーンズテストによって証明する必要があるためである。したがって、最低保障は、現行の公的扶助制度の改善で対応すべきか、または社会保険のなかに最低水準を確保する方策が望ましいのか、あるいは一般的に最低所得を保障する独自の制度が必要であるのか、という論点が以下の類型を基本的に特徴づけることになっている。

① 国民基礎年金案

従前の所得とは関わりなく、国民であれば誰でも基礎的な生活保障を受給できる案であるが、次の二つが代表的な提案である（Schmähl：278－281；Nullmeier／Rüb93：172－173。他に、宍戸89：160－164頁、下和田：153－157頁を参照）⁵⁾。

a. ミーゲル／ヴァール案：国民基礎年金と私的保障との二層モデル

b. 緑の党案：a案に加えてさらに、現行の公的な付加的保障を加えた三層モデル

両案は、政治的立場あるいは秩序観念が両極的に異なるとはいえ、現行の社会保険原理からの離脱という改革方向において共通している。賃金・保険料と年金保障との関連は撤廃され、また公的扶助の給付条件であるミーンズテストを必要としない所得保障を基本的目標としている。ただ、改革がめざす方向は異なっている。

a案は、新自由主義的な考えであり、社会国家批判と普遍的な市民権の主張とがミックスされている。間接税を財源とする均一の基礎年金が63歳以上のすべての高齢者に与えられるが、その額は平均純労働報酬の40%の水準に限られ、それ以外は民間の自助努力に任せられ、比例拠出・比例所得というドイツ型年金の特徴は否定される。

ドイツ・モデルの限界を指摘し話題を集めたわりには、問題点が多く否定的な反応を受けている。最低保障への限定と公的保険原理から私保険への転換、賃金比例的給付から均一給付への移行という大胆な構想も、現行の公的扶助レベルにすぎない保障水準、均一原理がもたらす分配の不平等の恐れ、租税方式による国民経済への悪影響など指摘される諸種の問題点の前に現実性はほとんど無くなっている（Kreikeholm：140－143）。

b案の公的年金は、租税を財源とし、ニーズに関係ない基礎年金部分と保険料にもとづく付加的年金部分との二層から構成される点で、a案に比べればドイツ型の比例拠出・比例給付部分を残した妥協的改革案であるが、改革の基本的な狙いは、ドイツ型社会保険原理では十分にカバーできなくなった貧困層を含めて全高齢者の不足分を賃労働と拠出に依らない「純基礎年金」で保障することにある。基礎年金額は、公的扶助水準より高い月額最低1000マルクが予定され、そのための財源は新たに導入され

る総付加価値税を当て、従来の官吏の恩給や公的扶助などの老齢保障は廃止される。

問題点は、まず保険原理が撤廃された基礎年金分の財源問題と自助努力の抑制効果であり、また官吏の恩給の廃止が基本法に抵触すること、障害年金が考慮されていないこと、などが指摘される（Wolf：401-402；Kreikebohm：144；宍戸160-162；下和田155-6；O/R：21）。

②と③の案に共通する政策目標は、現行の公的年金制度を全面否定するものではなく、その不十分な点を修正・補完することに向けられる。国民基礎年金案との差異は、全国民を対象にするのではなく、事前の所得調査をおこない、特定の低所得層に対してミニマムな所得保障を与える点にある。

②案では、U. フィンク案が代表的である。オーストリーにそのモデルがあるが、租税を財源とする調整手当によって公的扶助の平均給付水準（単身者の場合は年800マルク、夫婦の場合は1200マルク）にまで年金額を引き上げようとするものである。ただ公的扶助と異なって、所得調査は子供のレベルまではおこなわれず、もっぱら年金保険のなかに組み込まれ、年金機関によって不十分な所得を下支え可能にしようという公的年金の増額案である。

この下支え案への批判は、まずそれがニーズ検査を年金制度に移し「老齢期の恥ずべき貧困」を一定抑制するとはいえ、年金保険と公的扶助との混同に陥っていることが指摘される。また、保障水準も公的扶助水準にすぎず、依然として就業労働との関連性が保持され、たとえば未就労の主婦には夫とは別に固有の保障が予定されていない、と批判される（Wolf：402-403；Kreikebohm：146-148；Nullmeier/Rüb93：170-171）。

③ ニーズに応じた最低保障年金案：

この案は、最初1985年に研究グループ〈貧困と扶養不足〉によって提示され、その後ハーネシュ（Hanesch,W.）／クライン（Klein,F.）によって拡充され、さらにSPDや緑の党によって取り入れられた、「ニーズに応じた統合をめざす基本保障（bedarfsbezogene integrierte Grundsicherung）」構想に代表される。「ニーズに応じた」という意味は、給付が供与されるのはその他の所得や資産によってはニーズが充足されない場合のみということである。このモデルの基本は、現行の社会サービス制度における重点の移動をめざすことである。第一に重要なのは貧困の防止であり、その上で第二にはじめて等価原理・保険原理に基づく給付が与えられるべきだ、と。この目的を達成するためには、公的扶助における厳格な扶助の思想と社会保険における硬直した等価思想を柔軟に改めなければならない。保障は、単なる生存レベル

を超えて、社会生活への参加を可能にする程度の「社会文化的にみでのミニマム」な水準に決定されるべきである、とされる。国民基礎年金あるいは基本所得構想との違いは、不当な補助を避けるためには、必要度の検査を保持されるべき、とこの案が考へるところにある。原理上は、勤労所得や社会保険サービスが先に有ってはじめて基本保障が成り立ち得ること、したがって、労働と所得は決して分断されないことが確認される、と同時に厳格な等価原理は否定されることになる。財源は所得税から得られ、以前の緑の党の案（①b）のように、付加価値税などの付加的な財源には否定的である。

具体的には、以下のような提案が示されるが、貨幣による所得保障には限定されないで、社会的に有用な財・サービスの提供も給付対象に挙げられる。

- a. 社会保険受領者の拡充：若年失業者における職業教育期間の算入
- b. 被保険者の拡張：短時間被用者の保険加入認定、保険料算定限度額の撤廃
- c. 非就業労働の認定：育児期間・介護期間の算入

根本的な構造転換を目標とするより、現存の社会保険システムのなかに基本保障の要素を組み込む（土台をおく Sockelung）ことによって、社会保険国家と調和させ、その拡充発展を図るところに、この構想の特徴がみられる。

したがって、保険原理からの離脱説からは、この提案によっては就業労働と所得を切り離すことは保証されず、財源はなお労働市場での働きに拘束されたままだと批判され、他方で社会保険制度の代表者たちからは、保険料の拠出に依存しない最低保障は保険にはなじまないで、過大な負担を被るものと、拒絶されることになる（以上、Wolf：397－400；Kreikebohm：138－140）。

⑤ 公的年金における最低所得年金案

この案はすでに一定制度化されている。1972年の第2次年金改革において、賃労働中心のドイツ年金制度では最低年金の保障もできない場合が生じるので、平均総賃金が全被保険者の平均総賃金の75%未満の者に対して、算入可能な保険期間が25年以上という条件を満たせば、その期間については全被保険者の平均総賃金の75%を得ていたものとして年金額を計算することにした。この規定は、特に就業期間を通して賃金やキャリアなどで不平等を受ける女性が、年金面でも不利な扱いを被るのを是正するために導入された。財源は、公的資金ではなく、保険料であるが、SPDにおいては④の案へと拡充されたといえる。

（Schmähl：270－271；下和田：120，123；宍戸89：114，171－2）

⑥ 最低保険拠出義務の提案

この案は、保険原理をすべての国民に拡大して、貧困を避ける予防措置を全員に義務づけ、高齢期の保障を公的扶助から切り離そうとするものである。シュメールによれば、次の二つの基本形態があり、さらにいくつかの類型に分けられるという。（全体としてはSchmähl：271-272, 336-360）

基本形態1：純粋に保険料拠出を財源とした最低保障（人頭的拠出制度）

現行の所得比例年金に代わる、均一拠出による最低保障が求められ、最低年金以上は自助的な予防策に委ねられる。その点、均一拠出・均一給付原理のベヴァリッジ案との類似性も指摘され得るし、また租税を財源とする案のなかではミーゲル／ヴァール案に対応している。代表的には、ミーゲル／ヴァールの考えをさらに徹底したものとして、クロンベルガー・グループの構想（1987年）がある。この案では、公的保障を限定することで、個人と社会の貯蓄と資本形成が増大することが期待されている⁶⁾。

この案に従うと、たとえ最長の保険期間を経たとしても、その生存保障年金は公的扶助の水準にも達せず、かなりの部分私的に努力されねばならない。しかもこの貯蓄は消費の減退をとまなうので、経済的にも逆効果である、と批判される（Wolf：401；Kreikebohm：142-3；Nullmeier／Rüb93：174-175）。

基本形態2：現行の制度にすでにある保険料拠出の最高限度規定のほかに、最低拠出規定を組み込み、所得比例での高齢保障を維持する案（統合された最低拠出制度）で、H-J. クルップ案、G. ヴァグナー案に代表されるが、ここではクルップ案を検討しておこう。

この説は、特に「女性の完全な自立した保障」のためのモデルとして有意義だとされているように、保険料拠出を非就業者を含め、すべての人に義務づけることによって、全員に最低の保障を自主的に確保させることを目標とする。等価原理にもとづく公的年金保険の原理にしたがえば、非就業者・就業不足者は不利になるので、それを避けるために、賃労働に従事しない活動、家事労働や失業期間などを評価すること、世帯数による負担の調整が検討される。そこで、特定の非就業期間、育児期間や失業期間も就業期間に算入され、そのための「事前の補助金」が正当化される。

この案はしばしば肯定的に受け取られてはいるが、どの程度の最低保障水準が将来的に適当であるかを定義するのはほとんど不可能であるので、批判は、この読み換え問題と保険料と国家補助との比率問題に向けられる。

（Nullmeier／Rüb93：169-170；Wolf：403-4；Kreikebohm：148-9）

*

このような多様な基本保障構想の議論は、議論そのものとしては活発であったが、現実に具体化されるにはなお大きな障害が存在していたことも確かである。ヌルマイア／リュプは、1985年のミーゲル／ヴァールなどの案の公表の後、1989年の92年年金改革法が制定される過程は、年金保険機関の代表者、労働社会省など一定の専門集団の内部に議論が閉塞化されていったと解釈しているが、基本保障論争が無駄に終わっているわけではない。

では、どのような意味で、これらの議論が現行システムである社会保険原理を再編していく方向になったのか、92年年金改革法に実際に具体化された内容を次に検討することにしよう。

IV、92年年金改革法と社会保険原理の再編

(1) 公的年金保険の新しい制御概念

80年代以降の年金改革議論を賑わしている基本保障構想も、現行制度の基本枠組みに代わり得るようなものではなかったが、実際に制度化された92年年金改革法の中身には大きな影響を与えている。その改正点の重要な論点を説明しながらその意味を検討しておこう。ビスマルク型といえる公的年金保険制度を92年法においても基本的には継承しているが、ただその改革内容は多岐にわたり、かつその社会保険原理と抵触したり、拡充したりしているといえるであろうから、まずその重要な論点をヌルマイア＝リュプの整理によって挙げておく（Nullmeier／Rüb93：224－225、他に宍戸90；下和田第10章参照）。

- 1、年金法の社会法典への編入と、現行法を実質的に変更することなく年金の計算式を簡略化すること。
- 2、標準的純年金水準を安定化するために、総労働報酬による調整から純労働報酬による調整へと変更すること。
- 3、年金保険を日々の政治課題から離し、年金調整を毎年新しく設定するという従来方式を避けるために、保険料率、国庫補助金、年金調整を自動的に制御すること。
- 4、年金支給開始年齢の段階的引き上げ。これには、年金の減額をともなう最大3年間繰り上げでの年金支給の可能性と、62歳からの部分年金の導入をリンクしている。
- 5、いわゆる「総実績モデル」によって、保険料の無拠出期間あるいは拠出不足期間

を新しく規定すること。

6、最低保障年金の新規定。

7、児童養育期間と在宅介護の年金法における地位改善、特に1992年誕生の児童からの2年目・3年目の児童養育年の導入。

まず、1の年金評価の問題であるが、従来、直近3年間の平均報酬総額である「一般算定基礎」を基準としていた年金算定方式は、以下の月額表示の式に改められた（Nullmeier/Rüb93：225-228；BAS91：174-175；185-186頁）。

$$\text{年金月額} = \text{現実年金価値} \times \text{年金種類要素} \times (\text{個人的報酬点数} \times \text{受給開始要素})$$

$$R = RW \times RF \times (EP \times ZF)$$

年金評価においては、賦課方式をとるために、拠出保険料あるいはその基礎にある労働報酬の絶対額がそのまま基準になるのではなく、むしろその都度の平均年間報酬に対する保険加入義務のある報酬の割合が「報酬点数（Entgeltpunkt）」として計算され、基準となる（Ders：176；187頁）。「現実年金価値（aktueller Rentenwert）」は、平均年間報酬に応じて保険料を1年間拠出したのに対応する老齢年金月額であり、毎年調整される。「年金種類要素（Rentenartfaktor）」は、老齢年金との割合でその都度の年金種類の保証目標を規定する。「受給開始要素（Zugangsfaktor）」は、ある老齢年金の開始時点にもとづき、長期または短期の平均的年金受給期間の有利・不利を調整する。

次に、2と3の点は「今回の年金改革の最大の眼目」（宍戸）ともいえるものであり、人口構造、景気、物価など経済の環境変化に対応して、現役世代と年金世代と連邦政府の負担と給付の均衡を図ることをめざしている。

2、年金調整方式の改定 ドイツ方式は「実指数（Nettoquote）」のとり方がいくらか複雑であるが、日本の1994年改正がモデルとしたように、動的年金の調整を名目賃金ではなく、実質賃金の伸びに応じて変化させる可処分所得スライド方式を導入した。これによって、租税・社会保険料を負担する現役世代に対比して退職世代の年金が過度に高くないように抑制されることになった（Nullmeier/Rüb93：228-244）。

3、自動調整機構の確立 保険料拠出者（保険料率）、年金受給者（年金調整率）、連邦（補助金）の三者が人口構造、社会、経済などの環境の変化に対応してその負担を協力して担うようにするためのものである。これによって、連邦補助金が政治の自

由裁量によって無原則にふくれあがるというようなことは起こり得なくなり、賦課方式での保険原理を維持していくための工夫とみられる（Ders：244-259）。

- ①保険料率 ドイツの保険料率のとり方は「定額」ではなく「定率」であるが、二つのことに留意して、すなわち一方で保険料収入と連邦補助金が支出をカバーし、他方で予備のための変動準備金が支出1ヶ月分保持されるように、決定される。
- ②連邦補助金の調整の仕方の変更：従来は過去3年間の平均総労働報酬の上昇に対応させていたものを、前々年の平均総労働報酬の上昇率に応じ、補足的に年金保険料の引き上げに応じて引き上げる

(2) ライフコースの政治的新形成：生涯労働時間の延長と弾力化

第4の点、年金支給開始年齢の65歳への段階的引き上げ この改革も日本の1994年改定において導入された。この案を必要にした背景は基本的には人口高齢化の加速的な進展に対する年金財政の抑制をはかることだが、ひとのライフコース全体のなかでの<労働>と<生活>とのバランスのとり方に対し社会がどう対応すべきかということに関わっている。西ドイツにおいて80年代半ばまでは、生涯労働時間の短縮が一週労働時間短縮を防衛するための戦術的回避策としても——なお支配的であったが、それ以降人口構造の変化の影響のもとでそれほど公の議論もなく生涯労働時間の延長が前面にでてくる（Ders：259-269）。

一方では、労働社会の相対的縮小の波が非就業期間の長期化というかたちで進展している。平均寿命と共にひとの生涯時間が大幅に伸びるなかで、就業期間という生涯労働時間の方は、労働時間短縮、高学歴化、パートタイム労働など非典型的な就労の増加、早期退職傾向という一連の流れによって短縮の趨勢が基底にあるといえよう。しかし他方では、福祉国家においてなお依然として労働が枢軸的な位置を占めて、個人の自立にとって労働がますますその重要性を増しているともいえるであろう。女性の就労行動が一般化し、近代的な性別役割分業の維持が困難になるような家族形態の変容が進展するなかで、高齢期の就業はその意味を変化させ、<労働>と<生活>の境界を流動化している。このような事態のなかで、公的年金制度による支給開始年齢の設定がもたらす意味を考えておくことが必要である。この生涯労働時間の延長と弾力化の提案は、大量失業のなかでの労働時間短縮＝ワーク・シェアリングという時代の課題からは逆行しているとの野党の批判もあるが、高齢化による老齢年金受給期間の長期化に歯止めをかけるとともに、早期年金支給制度や部分年金など弾力化策を合わせて施策することによって、個人の選択の幅を広げようとするものである。

(3) 総実績モデルと社会保険原理の再編（Nullmeier/Rüb93：270-281）

高齢化や社会経済環境の変化に応じて給付と負担の適正化を自動的に制御可能な機構として制度化しようとする2、3、4、の諸点と並んで、92年年金改革のさらに重要な点は、フォーマルな就業労働からのさまざまな逸脱に眼を配りながらも、なお一貫として「年金の賃金・保険料関連性の原則」を追求した「総実績モデル（der Gesamtleistungsmodell）」を導入したことであろう。

年金給付を受けるためには、実際に保険料を拠出している期間（「保険料拠出期間（Beitragszeiten）」）が一定あること（「待期期間（Wartezeit）」の満了）がまず原則である。が、現実にはすべての人がライフコースを通して保険料拠出ができ、したがってそのための収入を何らかの仕事が就労によって得られ続けられる保証は存在し得ない。したがって、保険料拠出ができず、その結果本来の保険原理上は給付にたいする期待権・請求権は生じ得ない活動・期間が、さまざまな人々に、人生の至るところで、発生するに違いない。「総実績モデル」は、このような期間のなかから年金に算入と評価が可能な期間（＝「保険料免除期間（Beitragsfreizeiten）」）を規定する。（BAS91：149；155頁）。

そのための計算方法として、従来は「保険年」の半分以上は強制加入による保険料拠出期間でなければならない、という「過半拠出（die Halbbelegung）」原則があったが、「総実績評価」は、そのオール・オア・ナッシング原則を廃して、個人化・多元化するライフコースに対応しつつ、なおかつ給付・反対給付の保険原理を維持・追求するものである。「総実績評価の基本的な考え方は、個々の被保険者は、保険料納付を妨げられなかった期間において連帯する範囲においてのみ、保険団体から連帯調整に基づく給付を与えられるべきであるということである」（Ders：149；156頁）⁷⁾。

法律上は年金法的期間は、「保険料拠出期間」、「保険料免除期間」および「考慮期間」に区分される（Ders：172：183頁）。また、「保険料免除期間」は、算入期間、加算期間、代替期間からなり、その機能は、「被保険者が報酬に対する就労を遂行できなかったことに関する調整を設ける」（a. a. O.）ことにある。

「免除期間」は、「生活水準に応じた老齢保障」概念を国民全体に及ぼす際の基本的な構成部分であるが、しかしながら、報酬点数と保険料密度による不拠出期間についての純粋な総実績評価は、従来のシステムに対して多くの分配政策上否定的に評価される変化をもたらしたので、92年のRRGにおいては障害年金などにおける特別の規定と「考慮期間」などの付加的施策を追加することによってはじめて実施された（Nullmeier/Rüb93：276）。

1、「算入期間（Anrechnungszeiten）」（従来の「脱落期間（Ausfallzeiten）」）

被保険者が疾病や妊娠・育児や失業によって就業中断に陥る期間、また就学期間など。ただし、失業手当や疾病手当などの賃金代替給付を受けた期間は保険料拠出期間とみなし、総実績評価の対象にはならない。従来、脱落期間に入れられたのは、賃金代替機能を引き出すようなさまざまな期間、すなわち失業手当、失業扶助、生活手当、移行手当などであった。しかし、いまやこれらの期間は拠出期間になり、算入期間の領域から除かれる。この期間として認められる前提は、賃金代替給付の以前に強制保険での雇用である。事前に強制保険付きの雇用に従事しなかった者は申請で強制保険に加入できる。しかし、保険料拠出の算定は100%ではなく80%に減額される（Ders：279）。

2、「加算期間（Zurechnungszeiten）」 被保険者が満60歳に達する以前に出会う、就業不能・稼得不能などの保険事故にともなう期間（Ders：277）。傷害年金などの計算の際に、純粹の総実績モデルでは該当者にかかりの不利をもたらすという問題が生じる。そこで、例えば10年の保険欠落を調整するために導入された。

3、「代替期間（Ersatzzeiten）」 軍事服役期間、捕虜・迫害などによる拘禁・抑留期間

4、「考慮期間（Berücksichtigungszeiten）」92年改革により導入されたが、「この期間が保険法的中断として総実績評価を減少させることを防止し、またこの期間が総実績評価を増加させる効果を持つ」（BDS91：174；185頁）。職業不能年金の場合のように、保険事故以前の5年間に、少なくとも3年間の強制保険料拠出がその支給の条件であると、その5年間に短期すぎるため考慮期間だけ延長され得る。つまり、考慮期間は保険料拠出期間に直接算入されるのではなく、総実績評価が途切れないための期間を延長するのである。しかし、35年間の待機期間には算入される。

これら保険料免除期間は、被保険者が16歳の年から保険事故発生までの年金保険加入期間と保険料拠出期間と保険料拠出額に応じて総実績評価される。こうして、総実績モデルは、保険料を拠出できない期間から生じる保険の欠落を埋め、給付水準の改善を直接の保険料拠出にはかかわりなく認めることに貢献するが、とはいっても、全く無条件で算定というのではない。次のように、あくまで保険としての条件がつく。例えば、就業不能年金については、5年の内3年の保険料拠出期間を必要とするし、稼得不能期間には20年間の保険期間を、早期老齢年金については、15年の保険期間を含む35年の保険年を必要とする。

(4) 「育児期間」と「介護期間」：労働概念の拡張と社会保険国家の変容

この保険料不拠出期間の総実績評価によるカバーという考えをさらにすすめて、家

族政策上の配慮と結びつけたものが、「育児期間」と「介護期間」に関する新しく拡充された規定である。すでに1986年の遺族年金法および育児期間法において、はじめて就業労働にもとづかない活動が「通常の」保険料拠出期間として認められた（Nullmeier/Rüb93：283）が、1992年法は、「育児期間」について1992年以降に出生した子供に対してさらに3年間まで拡充し、ならびに「介護期間」を新たに導入した（Ders：282-292）。

年金財政面での支出増大と保険原理からの逸脱をまねくような政策転換が現実化できた背景は、出生率の低下や家族機能の縮小が年金保険制度自体にも原因があるとする因果認識の逆転である（Ders：367-371）。具体的に、この制度化に力を貸した理論的根拠づけは、一方では、ネル＝プロイニングの「三世代契約」のテーゼやT. シュミット＝カーラー以来の「子供数による年金保険料の格差づけ」の主張など⁸⁾（Ders：374-382）によって試みられ、他方では経済概念自体を非就業労働にも拡大しようという、自己労働論や福祉生産論によって切り開かれている（Ders：286-292）。

ただ、なお注意しておくべきは、育児のための実績がそれ自身で無条件に年金請求権として制度化されるのではなく、すべての就業活動から完全に離れているという条件のもとでのみ、この期間は実績に評価されるのである。したがって、このルールは、就労が必須な低所得層の女性には不利にはたらくし、敢えて働かなくてもよい高所得層には年金保険の拡充に有利になるのである（286）。場合によっては、育児期間など、一般に家事労働を社会的に認知していくことが、女性の自立との関係、女性の就労意欲との関係では抑制的に作用することにもなる。労働市場への包摂を介しての「経済化」に比して、「回り道の経済化」の道が「かまどに戻れ」という意味合いをもつことがある、という（Ders：286）。

V、社会保険原理の再編と「社会保険国家」の岐路？

以上みてきたように、70年代後半以降のドイツ社会国家においてその限界や危機についての問いが繰り返され、ドイツ・モデルそのものを修正し改善しようとする試みが続けられてきた。なかでも基本保障構想の議論と92年年金改革法に具体化した80年代の論議過程は、ドイツ型社会保険国家の限界をも議論の焦点にし、その行方を左右するものであった。

比例拠出・比例所得、賦課方式というビスマルク型社会保険原理は、人口構成や経済などの環境の変化に左右されざるを得ない特徴をもつが、重要なことは、年金制度に代表される現代の福祉国家は、人口動態や産業発展の単なる受動的な副産物ではないということ、社会保障制度が社会秩序を構造化する側面をもつことである。

80年代の基本保障構想は、大量の失業者や高齢の貧困者が公的扶助にその基本的保障をゆだねざるを得なくなった事態に驚き、ドイツ型社会保険原理の意義がすでに消尽してしまったのではないかと問題提起し、従来のフォーマルな経済に限られた社会政策からの解放を求めたのである（Nullmeier/Rüb94：60-63）。ミーゲル/ヴァール案に代表されるドイツ型社会保険原理からの大胆な離脱策が多く話題を集めたけれども、まず、確認されなければならないのは、問題領域の広がりに応じて、いかに多様な論点と解決方向が模索されてきたかということである。

確かに、各種の基本保障構想にはそれぞれ問題点と限界がみられ、現行の制度の基本枠組みを改善するような首尾一貫した政治的・実践的試みはなお不在であったけれども、その論争は無駄に終わったわけではなく、92年年金改革法において議論の決着がつけられた訳でもない。基本保障構想と社会保険国家とは、相互に対立しあうと同時に補完しあう関係も内包しているといえる。具体的には、Ⅲでみたように、基本保障構想のなかでもフィンク案(3)、ニーズに応じた最低年金保障案(4)、クルップ案(6)などでは、現行の年金保険に内在するかたちで改革する試みがさまざまな程度で考案されていた。このような扶助に代わる基本保障をめぐる議論が、92年年金改革法に対抗的な影響しか及ぼさなかったとはいえない。

オルク/リートミュラーは、彼らが昨年(1994年)編集した『社会保険国家の限界』の巻頭論文で、この間の政策認識の転換について次のように述べている（Olk/Riedmüller：21）。

租税を財源とした国民基礎年金案や基本所得モデルは、意図に反した機能欠陥や弱点を示したので、社会科学者や社会政策の専門家たちの間には、現行の社会保険制度のなかに体化されている給付・反対給付の関係を基本的には保持し、しかしこの社会保険原理を定義し適用するにあたってはもっと一般化して運用し、賃金と社会保障とのあいだの、したがって賃金中心の保険料拠出と社会サービスとのあいだのあまりにも密接な連結をゆるめる方向がめざされた。このモデルの基本理念は実績・給付原理を普遍化することにある、と。

したがって、就業労働とならんで、家事労働、育児、介護など社会的に有用だとみなされたその他の活動も給付の請求を認められることになる。もちろんこれらの社会保険における給付面の拡張をはかる提案は、自己の収入から完全には調達されない以上、租税を財源とした拠出を免れないことになる。にもかかわらず、このモデルは従来の社会保険制度と何ら断絶しているわけではないことが強調される。全体の負担の割合が無原則に一方に偏らないように、92年年金改革法を例にしていえば、「自動調整機構」と総実績評価によって歯止めがかけられるような制度的枠組みが構築され、保険原理が維持されるための工夫が徹底される。「ルール・システムとしての社会保

険」(Leisering:204)への組み入れが図られ、ルール化されることによって、社会保障を「立憲化」という理念(Leisering:188)が唱われる。

日本でも1985年と1994年の年金改革において、戦後を画するような大きな意義のある改革が実行に移された。可処分所得スライド制の導入や被用者年金の支給開始年齢の繰り下げなど、個々の政策課題はドイツから受容している点も多いけれども、日本の議論はなお基本的には加速化する人口高齢化に対する年金財政上の対策という面に集中している。

一方では、フォーマルな就業労働以外の有用な活動部分へと労働概念を拡張することと、他方では、保険原理を維持するための制度的な工夫を徹底するという、両者のバランスはどのようにして確保されてくるのか、またいるのか。保険原理と社会調整原理との間にはたえず緊張関係が働かざるをえないという認識を共有したうえで、基本保障論争に典型的にみられるように、たんに年金財政上の議論に終わらず、社会保障制度と社会経済秩序全体の交錯し合う関連が〈労働〉と〈生活〉の全般にわたって活発に議論されることが何よりもまず求められている。ドイツの年金改革の議論が教えるものは大きい。

- 1) 以下同様に、引用は本文中に著者名、出版年(同一著者で複数著作を引用の場合のみ)、欧文頁数、邦訳頁の順で記す。
- 2) 80年代以降のドイツ社会国家の構造変化を〈労働〉と〈生活〉との関係とその変容という視点から分析しようとする筆者の意図に付いては、拙稿を参照されたい。
- 3) ヌルマイア／リュプは、80年代ドイツの大きな論争として次の四つを挙げている。労働社会の終焉をめぐる論争、生活様式の個人化と多元化に関して、人口動態の展開に関して、そして高齢者の貧困に関する論争である(Nullmeier/Rüb:168)。
- 4) その他、Nullmeier/Rüb、宍戸89、下和田など参照されたい。
- 5) 年金改革ということを離れて、社会保障制度の改革案全体に目を向ければ、①と同様に、すべての市民に、ニーズや所得・資産の状況には関わらず供与される、租税を財源とした「基本所得(Grundeinkommen)」構想があり、つぎの二類型に代表される(Wolf:393-397; Heinze/Olk/Hilbert:71-95)。
 - a. 市民手当(Bürgergeld, Sozialdividende):誰もが一定の移転支払を追加的に受けるという案である。

- b. 負の所得税／市民税（Bürgersteuer）：所得の不足分だけが移転支払によって増額される案であり、M. フリードマンの説として有名であろう。
- 6) 年金の貯蓄抑制効果の認識に連なっていく主張としては、現行の賦課方式から積立方式への転換論や、積立方式を加味して年金財政を強化しようというシュヴァルツ＝シリング・モデルがある
- 7) 「新规定が求められたのは、財政政策の理由からというより、＜実績の正義がより重要であるので＞、秩序政策・規範的理由からであった。・・・総実績モデルの基礎にある哲学、その規範的な知の背景は、すべての義務的保険料拠出実績は労働市場で得られた所得から出されるので、純粹に市場の正義の哲学なのである」（Nullmeier/Rüb：274）。
- 8) 「三世代間の連帯」論や「子供数による保険料の格差づけ」論については、加藤（：263－271）の詳しい説明を参照せよ。

文献

- Bäcker,G/Bispink,R./Hofemann, K./Naegele, G., 1989 : *Sozialpolitik und soziale Lage in der Bundesrepublik Deutschland. Band 2: Gesundheit – Familie – Alter – Soziale Dienste.*
- Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung (BAS),1991 : *Übersicht über die Soziale Sicherheit.* (ドイツ連邦労働社会省編集・ドイツ研究会邦訳『ドイツ社会保障総覧』ぎょうせい)
- Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung,1993 : *Die Rente '93.*
- Engelen-Kefer, U., 1993 : Alternative Strategien für die Mindestsicherung im Alter in Deutschland, in : Schmähl,W.(Hg.). *Mindestsicherung im Alter. Erfahrungen, Herausforderungen, Strategien.*
- Gitter, W., 1992 : *Sozialrecht.*
- Heinze, R. G./Olk, T./Hilbert, J., 1988 : *Der neue Sozialstaat. Analyse und Reformperspektiven.*
- Kreikebohm, R., 1989 : Die Idee der Staatsbürgerversorgung – Systematische Darstellung verschiedener Modelle und Einwände –, in : *Zeitschrift für Sozialreform*, 35 – 3.
- Leisering, L., 1992 : *Sozialstaat und demographischer Wandel. Wechselwirkungen, Generationenverhältnisse, politisch-institutionelle Steuerung.*

- Nullmeier, F. / Rüb, F.W., 1993 : *Die Transformation der Sozialpolitik. Vom Sozialstaat zum Sicherungsstaat.*
- Nullmeier, F. / Rüb, F.W., 1994 : Erschöpfung des Sozialversicherungsprinzips ? Gesetzliche Rentenversicherung und sozialstaatlicher Republikanismus. in : Riedmüller, B. / Olk, T. (Hg.), *Grenzen des Sozialversicherungsstaates. LEVIATHAN Sonderheft 14.*
- Olk, T. / Riedmüller, B., 1994 : Grenzen des Sozialversicherungsstaates oder grenzenloser Sozialversicherungsstaat ? Eine Einführung. in : Riedmüller, B. / Olk, T. (Hg.),
- Schmähl, W., 1993 (= 1988) : Übergang zu Staatsbürger-Grundrenten – Ein Beitrag zur Deregulierung in der Alterssicherung ? in : Schmähl, W. (Hg.),
- Schmähl, W., 1993 (= 1990) : Beitragsfinanzierte Mindestsicherung im Alter, in : Schmähl, W. (Hg.),
- Schmähl, W., 1993 : Alternative Strategien für die Mindestsicherung im Alter in Deutschland, in : Schmähl, W. (Hg.),
- Statistisches Bundesamt (SB) (HG.), 1994 : *Datenreport 1994.*
- Wolf, J., 1991 : Sozialstaat und Grundsicherung. Ein Bericht über den Forschungsstand. in : *LEVIATHAN* 19 – 3.
- 小野隆弘、1994 : 「80年代ドイツ社会国家における〈労働〉と〈生活〉の境界変容」 (岡村・佐々野・矢野編『制度・市場の展望』昭和堂)
- 加藤栄一、1988 : 「西ドイツ福祉国家のアポリア」 (東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家』 (上) 東京大学出版会)
- 宍戸伴久、1989 : 「年金制度」 (社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』東京大学出版会)
- 宍戸伴久、1990 : 「1992年年金改革」 (『季刊 年金と雇用』第8巻第4号)
- 下和田功、1995 : 『ドイツ年金保険論』千倉書房

(1995年10月31日受理)